

公営住宅の申込みについて

公営住宅は、住宅に困っている比較的所得の低い方に、安価な家賃で賃貸する住宅です。入居の受付は随時行っております(空き住宅待ち)。また**申込みの有効期間は1年間**となっており、新築などにより入居者を募集する場合は、新たに申込みが必要です。

入居申込資格

- ①現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- ②入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。
- ③入居しようとする家族全員の収入の合計が、条例で定める収入基準を超えないこと。

世帯区分	所得月額
一般世帯(本来階層)	158,000円まで
高齢者・障がい者等世帯・子育て世帯ほか(裁量階層)	214,000円まで

* 高齢者世帯とは… 申込者が60歳以上の方であり、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方の世帯。

* 障がい者世帯とは… 申込者本人または同居者に、身体障害者手帳の交付を受けていて、その障害の程度が1級から4級までの障害者の方がいる世帯。
また、精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行令による1級または2級精神障害者の方がいる場合と、これらと同じ程度と認められる知的障害者の方がいる世帯も含まれます。

* 子育て世帯とは… 小学校就学前の子供のいる世帯。

収入月額の計算方法は、下記のとおりです。(別紙にて計算できます)

$$\text{収入月額} = (\text{世帯の所得金額(A)} - \text{扶養親族控除額(B)} - \text{特別控除額(C)}) \div 12\text{ヶ月}$$

《収入基準早見表》

下記の表に当てはまる方は、収入基準を満たしています。

* 家族数は、申込者本人と同居予定親族または扶養親族の合計

世帯の区分	家族数	2人	3人	4人	5人	単身者
一般世帯 (本来階層)	所得金額	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	1,896,000
	(収入) 注1	(3,511,999) 円まで	(3,995,999) 円まで	(4,471,999) 円まで	(4,947,999) 円まで	(2,967,999) 円まで
高齢者・障がい者世帯 子育て世帯ほか (裁量階層)	所得金額	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	2,568,000
	(収入) 注1	(4,363,999) 円まで	(4,835,999) 円まで	(5,311,999) 円まで	(5,787,999) 円まで	(3,887,999) 円まで

注1:所得金額とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書の「所得金額欄の合計金額」、

または所得課税証明書の「所得額」(総収入から必要経費を差引いた金額)を当てはめてください。

なお、収入のある方が2人以上いる場合は、合算してから当てはめてください。

家族数には、入居しないが申込者または同居親族の所得税法上の別居扶養となっている方を含まれます。

年の途中で退職、転職や就職または事業を始められた方がいる場合及び特別控除がある場合は、この表は利用できません。

(注意事項)

- ・世帯を不自然に分けて申込むことは出来ません。(夫婦の片方だけを同居親族とすること等)
- ・親族以外の方は、同居することはできません。(婚約者及び事実婚の方は除く)
- ・申込み後、就職・転職により基準を満たさなくなった場合は、入居が認められません。
- ・**申込書に虚偽の報告があった場合、入居は取り消されます。**
(今後の申込みも一切受け付けません)

入居者の選考方法

空きが出た団地に申込んでいらっしゃる方の中で、困窮度合いや住宅の間取りと世帯構成を考慮し、入居者を選考します。

・住宅使用料について

使用料は、住宅の規模や経過年数と、入居者の収入によってそれぞれ決まります。よって、入居された方は毎年収入を報告する義務があります。

申込みに必要な書類

- 1) 入居申込書、同意書(役場建築係にあります)
- 2) 住民票(住む方全員分・本籍が記載されたもの)
- 3) 収入を証明するもの(所得課税証明書・源泉徴収票・確定申告書の写しなど)

収入がある方全員分が必要です。

・就業してからの期間が短い場合は、給与支払見込証明書を提出していただきます。(用紙は役場に有り)

所得課税証明書は、町内の場合、税務課又は出張所で発行できます。(手数料300円)

源泉徴収票は必ず原本をお持ち下さい。返還希望の方はこちらでコピーします。

確定申告書は、受付印のあるものに限りです。

年金(遺族・障害を除く)の源泉徴収票を無くされた場合、社会保険事務所にて再発行が受けられます。

収入がない方で、

年の途中で退職し、その後就職していない方は

→ 雇用保険の離職票又は、勤務先の退職証明書(様式は任意)

扶養親族の方(学生・幼児等を除く)

→ 健康保険証の写し(国保は除く)

↑ 源泉徴収票で扶養確認できれば不要

上記以外の方で

1年を通じて無収入の方は、所得課税証明書(所得金額0円で発行されます)を提出していただきます。

- 4) 滞納のない証明書もしくは納税証明書(前年度分で町税の全税目)

- 5) その他必要に応じて提出していただくもの

・婚約証明書(用紙は役場に有り)

・生活保護受給証明書

(対象の方は**3)収入を証明するもの**・**4)納税証明書もしくは滞納のない証明書**は必要ありません)

・扶養親族に大学生(専門学校生)がいる場合、学生証の写し等

・身体障害者手帳、戦傷病者手帳又はその他障がい者であることが証明できる書類。

※ 提出していただいた書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。

内容についてお尋ねすることがありますので、申込者ご本人かご家族の方がいらしてください。

なお、必要に応じて別途に書類を提出又は提示していただく場合があります。

・入居者が決まったら

決定者には、まず電話にて連絡しますので、申込期間内に連絡先の変更があった場合は、すぐにご報告下さい。

年度の関係により、あらたに収入を証明するものを提出していただくことがあります。再審査の結果により、入居申込資格が無くなる場合もありますのでご了承ください。

敷金として1ヶ月分の住宅使用料と、連帯保証人(1名)を立てていただきます。

入居可能日から10日以内に入居し、住民票を提出していただきます。

・その他

駐車場は、整備されている団地において、1戸につき1台のみ認められます。(当面の間、無料)

婚約証明書を提出され、予定日を過ぎて入籍しない場合は退去していただくこととなります。

お申込み・お問い合わせ先

共和町役場 環境整備課建築係

TEL 0135-67-8802 直通

※出張所及び郵送では受け付けませんので、必ずこちらまでお越し下さい。